

# 国民健康保険税の税率等が変わります

## 課税区分の変更と段階的引き上げに

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険税の課税区分の医療分が「基礎課税額分」と「後期高齢者支援金等課税額分」に分かれ、課税区分の限度額および介護分が段階的に引き上げになりました。

### 税率等の改定内容

改定前		改定後				
課税区分	H19年度	課税区分	H20年度	H21年度	H22年度	
医療分	所得割(%) 10.05	基礎課税額分	所得割(%)	<b>8.05</b>	8.05	8.05
			均等割(円)	<b>20,000</b>	20,000	20,000
			平等割(円)	<b>29,500</b>	29,500	29,500
			限度額(円)	<b>450,000</b>	460,000	470,000
	均等割(円) 25,400	後期高齢者支援金等課税額分	所得割(%)	<b>2.00</b>	2.00	2.00
			均等割(円)	<b>5,400</b>	5,400	5,400
			平等割(円)	<b>7,600</b>	7,600	7,600
			限度額(円)	<b>100,000</b>	110,000	120,000
平等割(円) 37,100	介護分	所得割(%)	<b>1.25</b>	1.67	2.10	
		均等割(円)	<b>5,300</b>	6,200	7,100	
		平等割(円)	<b>4,000</b>	5,400	6,900	
		限度額(円)	<b>80,000</b>	90,000	90,000	
限度額(円) 530,000	介護分	所得割(%)	<b>0.83</b>			
		均等割(円)	<b>4,400</b>			
		平等割(円)	<b>2,600</b>			
		限度額(円)	<b>80,000</b>			

※介護分は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に適用するものです

6月から新しい健康  
診査等が始まります

#### 【特定健康診査】

対象 40～74歳で、石狩市国民

健康保険被保険者の方

※対象外

① 妊産婦 ② 病院または診療所

に6カ月以上継続入院中の方

③ 障がい者支援施設、養護老人ホ

ーム、特別養護老人ホーム、介護保

険施設に入所中の方等

#### 【特定保健指導】

特定健康診査の結果からメタ

ボリックシンドローム(内臓脂肪

症候群)または予備群に該当す

る方を対象に保健指導を行う

もので(希望者のみ)、生活習慣

の改善に向けて、その目標の達成・

継続を支援するものです。

#### 【後期高齢者健康診査】

対象 75歳以上の方および65

歳以上で定の障がいのある方(石

狩市に住民登録のある方)

※対象外

高血圧症、脂質異常症、糖尿病そ

の他の内臓脂肪の蓄積に起因する

生活習慣病に罹患し、すでに医療

機関を受診している方

問合せ■国民健康保険課 ☎72-3123 ✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp  
 高齢者支援課 ☎72-6121 ✉koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp  
 厚田支所市民生活課 ☎78-1033 ✉a-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp  
 浜益支所市民生活課 ☎79-2112 ✉h-seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

## 厚田・浜益両区における国民健康保険税の変更

合併協議において、合併年度を含む5年間は段階的に不均一課税を行い、平成22年度に統一した税率等とすることになっています（H20・21年度の税率等は、課税区分のみを変更したものです）。

改定前				改定後				
課税区分	H19年度		課税区分	H20・21年度		H22年度		
	厚田区	浜益区		厚田区	浜益区			
医療分	所得割(%)	8.35	9.70	基礎課税額分	所得割(%)	<b>7.37</b>	<b>7.93</b>	8.05
	資産割(%)	33.00	47.00		資産割(%)	<b>12.80</b>	<b>19.20</b>	0.00
	均等割(円)	23,800	25,100		均等割(円)	<b>19,400</b>	<b>19,800</b>	20,000
	平等割(円)	27,700	29,700		平等割(円)	<b>25,800</b>	<b>26,600</b>	29,500
	限度額(円)	520,000	510,000	限度額(円)	<b>410,000</b>	<b>410,000</b>	470,000	
				後期高齢者支援金等課税額分	所得割(%)	<b>1.83</b>	<b>1.97</b>	2.00
			資産割(%)		<b>3.20</b>	<b>4.80</b>	0.00	
			均等割(円)		<b>5,200</b>	<b>5,400</b>	5,400	
			平等割(円)		<b>6,600</b>	<b>6,800</b>	7,600	
			限度額(円)	<b>110,000</b>	<b>110,000</b>	120,000		
介護分	所得割(%)	0.61	0.78	介護分	所得割(%)	<b>0.72</b>	<b>0.81</b>	2.10
	資産割(%)	4.00	7.00		資産割(%)	<b>2.00</b>	<b>4.00</b>	0.00
	均等割(円)	4,800	5,800		均等割(円)	<b>4,600</b>	<b>5,100</b>	7,100
	平等割(円)	4,200	3,600		平等割(円)	<b>3,400</b>	<b>3,200</b>	6,900
	限度額(円)	80,000	80,000		限度額(円)	<b>80,000</b>	<b>80,000</b>	90,000

※介護分は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に適用するものです

### 【共通事項】

受診券 特定健康診査および後期高齢者健康診査では、受診券を5月下旬に送付します。  
 持参するもの

①受診券 ②国民健康保険被保険者証(特定健康診査受診時)、後期高齢者医療被保険者証(後期高齢者健康診査受診時)

※65歳以上の方は、介護保険法による生活機能評価との同時受診ができます。その場合、介護保険被保険者証も持参してください。

費用 ①特定健康診査 ●受診者が非課税世帯に属している場合は600円。●受診者が課税世帯に属している場合は1800円。②後期高齢者健康診査 一律600円

実施医療機関等 市内の医療機関等で受診ができ、受診券発送時の案内文書にも掲載しますのでご確認ください。

実施医療機関については、広報いしかり4月号31ページにも一覧表があります

